別紙1

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
豊前市	岩屋地区 （岩屋下組・原、岩屋中組・新貝、枝川内、岩屋・小谷・中畑・戸符・篠瀬・産家、鳥井畑）	2021年3月24日	2023年3月31日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	104.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	93.4ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	69.4ha
ⅰ　うち後継者がおらず5年後に耕作できなくなる農地面積の合計	5.6ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	16.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	56.8ha
（備考）	

2　対象地区の課題

・地区内の現状として、65歳以上の農業者の耕作面積は69.4haあり、うち後継者がいない耕作面積は5.6haとなっている。今後、地域の中心経営体が引き受ける意向の耕作面積は56.8haとなっているため、規模拡大を検討する中心経営体及び後継者へ農地を確保し、集約していくことが課題である。

・地区内の遊休農地や後継者がいない農家の農地を集落営農法人や認定農業者が借り受ける流れができているが、担い手のなかでも労働力不足が問題となっている。

・畦畔管理などに手間がかかるほか、鳥獣被害も発生しており、営農する上での労力が大きく、規模拡大に限界がある。
・耕作者の8割以上が60歳以上で高齢化が進んでおり、後継者が不足している。

・段差や傾斜、狭小農地が多い中山間地域であり、栽培作物が制限されるため、農地の集約化や規模拡大が難しい。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

耕作者の高齢化と後継者不足による荒廃農地拡大を防ぐため、農地中間管理機構の活用や農業経営ができなくなった農家の情報提供を積極的に行い、農地を中心経営体等に集約するとともに、機械化組合の法人化や新規参入者（Uターン・移住者）等の担い手確保を推進する。また、土地改良が行われていない農地を整備し、大区画化を図る。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稲、大豆	2.2 ha	水稲、麦、大豆	2.6 ha	新貝・中組
認農法		水稲、麦、大豆	9.6 ha	水稲、野菜、果樹	11.5 ha	原・下組
到達		水稲、野菜、果樹	6.3 ha	水稲、大豆、野菜	7.6 ha	中畑
認農法		水稲、大豆、野菜	3.0 ha	水稲・野菜	3.6 ha	中畑
集		水稲・野菜・そば	5.6 ha	水稲・麦、野菜、そば	6.7 ha	枝川内
認農		水稲・麦、野菜	4.2 ha	水稲、麦、大豆、野菜	5.0 ha	下組
認就		水稲、麦、大豆、野菜	1.5 ha	水稲、野菜	1.8 ha	原・中組
到達		水稲、野菜	3.1 ha	水稲、麦、野菜	3.7 ha	篠瀬
到達		水稲、麦、野菜	2.7 ha	水稲、野菜	3.2 ha	中組・鳥井畑
到達		水稲、野菜	2.4 ha	野菜	2.9 ha	篠瀬
認農		野菜	0.5 ha	水稲・麦、大豆	0.6 ha	原
集		水稲・麦、大豆	0.5 ha	水稲、麦、大豆、野菜	0.6 ha	下組
集		そば	6.0 ha	そば	7.0 ha	中畑
計	13人		47.6 ha		56.8 ha	

「属性」: 個人の認定農業者「認農」、法人の認定農業者「認農法」、認定新規就農者「認就」、集落営農は「集」、基本構想水準到達者 「到達」

４　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

収入アップ及び魅力度アップを図るため、農産物のブランド化について検討する。
担い手が少ない地区であることから、関係機関と連携しながら新規就農者の他、地域の農業を維持している個人農家に対しても支援を行い担い手を確保する。
近隣中心経営体の新規参入や新規就農者など新たな担い手の受け入れを促進する。
中心経営体である集落営農法人や認定農業者において、農地の集積や集約化による効率化を図るため、人・農地プラン地区座談会や遊休農地地区別検討会等を定期的に開催し、地区で話し合いを行い情報共有する。
有害鳥獣対策に力を入れることで農地の遊休地化を防止し、地区内で農地を最大限に活用する。